

○本宮市小規模契約希望者登録制度要綱

平成19年5月22日

告示第233号

改正 令和6年3月15日告示第32号

(趣旨)

第1条 この登録制度は、本宮市が発注する小規模な工事について、市内業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象契約)

第2条 小規模契約希望者登録制度の対象契約は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易である修繕工事で設計金額が100万円未満であるものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録できる者は、市内に主たる事務所又は事業所を置く者(個人、法人、経営組織、従業員数等を問わない。)とする。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- (2) 本宮市工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱(平成19年本宮市告示第50号)第5条に規定する本宮市工事等請負有資格業者名簿に登録されている者
- (3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者
- (4) 市税を滞納している者

(登録申請の方法)

第4条 登録を希望する者は、本宮市小規模契約希望者登録申請書(様式第1号)により行うものとする。

- 2 登録の受付期間は、西暦の奇数年(以下「審査年」という。)の2月1日から2月末日までの間とする。ただし、随時にも受け付けるものとする。
- 3 登録の有効期間は、審査年の4月1日から次の審査年の3月31日までの2年間とする。

(登録名簿への登載)

第5条 市長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、本宮市小規模契約希望者登録名簿(様式第2号。以下「登録名簿」という。)に登載するものとする。

(登録者の取扱い)

第6条 市は、該当する工事に係る業者選定に際しては、登録名簿に登載された者に対し、積極的に見積り参加の機会を与えるよう努めるものとする。ただし、工事等請負有資格業者名簿に登録された者のうちから業者を選定することを妨げない。

(契約の方法等)

第7条 契約の方法、契約の締結、竣工等及び書類の省略については、本宮市小額工事事務取扱要綱(平成19年本宮市訓令第66号)第4条、第5条、第7条及び第8条の規定を準用する。

(提出書類)

第8条 本要綱による工事の請負者からは、次に掲げる書類を提出させるものとする。ただし、簡易なものについては、省略することができる。

- (1) 着工前写真、工事写真及び完成写真
- (2) その他工事の施工に際し、必要と認められる書類

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行する。

2 施行日の属する年の受付期間は平成19年6月1日から平成19年6月30日までとする。

附 則(平成30年5月30日告示第75号)

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

附 則(平成31年1月28日告示第4号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年3月15日告示第32号)

この告示は、公布の日から施行する。